

佐世保工業高等専門学校規則等の制定改廃に関する規則

制定 平成25年2月14日

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学内規則の区分並びに制定、改正及び廃止（以下「制定改廃」という。）に関する手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、「法令」とは学校教育法、学校教育法に基づく政令及び法令等をいう。

2 この規則において、「学内規則」とは第3条各号に掲げるものの総称とする。

(学内規則の区分)

第3条 学内規則は、次の各号により区分する。

- 一 学則
- 二 規則
- 三 規程
- 四 細則
- 五 要項
- 六 申合せ

(学則)

第4条 学則は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第4条に規定する事項について、校務執行会議の議を経て校長が定めるものとする。

(規則)

第5条 規則は、本校の組織、管理運営及び教育研究に関する重要事項について、校務執行会議の議を経て校長が定めるものとする。

(規程)

第6条 規程は、本校の組織、管理運営及び教育研究に関する業務若しくは所掌事務を遂行するために必要な事項について、校務執行会議の議を経て校長が定めるものとする。

(細則)

第7条 細則は、前3条に規定する規則等を実施するために必要な事項について、関連の委員会等（以下「審議機関」という。）の議を経て校長が定めるものとする。

2 校長が、細則を制定改廃したときは、必要に応じ、校務執行会議に報告するものとする。

(要項)

第8条 要項は、法令又は前4条に規定する規則等に定めがない事項など本校の事務を実施するに当たり必要なもので、その取扱方法、手続き等について、必要に応じ審議機関の議を経て、校長又は事務部長が定めるものとする。

2 校長又は事務部長が、要項を制定改廃したときは、必要に応じ、校務執行会議に報告するものとする。

(申合せ)

第9条 申合せは、審議機関において審議決定した事項のうち、その運用に関し必要な事項について、申し合せるものとする。

2 審議機関の長が申合せを制定改廃したときは、必要に応じ、校務執行会議に報告するものとする。

(立案手続)

第10条 第4条から第8条に定める学内規則を制定改廃する必要があるときは、当該学内規則に係る事務を所掌する課の長は、次に掲げる書類を総務課長に提出し、協議を経たうえで、校務執行会議又は審議機関に付議するものとする。

一 制定又は全部改正する場合は、制定又は改正理由及び学内規則案

二 一部改正する場合は、改正理由及び新旧対照表案

三 廃止する場合は、廃止理由及び廃止する学内規則案

2 第4条に定める学則の改正については、改正の必要が生じる年度の前年度の10月末日までに校務執行会議の議を経るものとする。ただし、専攻科に係る部分の改正については、9月末日までとする。

3 制定改廃した学内規則に係る事務を所掌する課の長は、当該学内規則の成文を総務課長に提出するものとする。

(制定改廃の特例)

第11条 法令の改正に伴う学内規則の一部改正その他軽微な学内規則の一部改正については、前7条の規定にかかわらず、審議機関への付議等を省略することができるものとする。

(報告等)

第12条 学内規則の制定改廃に伴う主管官公庁等への報告等の事務手続きは、所管課が行うものとする。

(学内規則の名称及び番号)

第13条 学内規則については、その区分ごとに、当該区分の名称及び番号を付するものとする。

2 前項の番号は、年度単位で管理し、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる一連番号とする。

(規則集の掲載)

第14条 学内規則については、佐世保工業高等専門学校規則集(以下「規則集」という。)に掲載するものとする。

2 前項に規定する規則等以外のものは、事務部長が特に必要と認めた場合は、規則集に掲載することができる。

(周知)

第15条 学内規則を制定改廃したときは、学内に周知するものとする。

(事務)

第16条 学内規則の制定改廃に関する総括事務は、総務課において行う。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。